

令和7年度 第2回昭島市都市計画審議会 議事要旨

開催日時	令和7年10月6日（月曜日）		開会 午後 3時 00分			
	閉会 午後 3時 45分					
開催場所	市役所3階 庁議室					
委 員 の 出 欠						
<p>出席委員 鈴木 実 辻川 誠 難波 悠 宗川 敏克 美座 たかあき 松原 亜希子 佐藤 文子 小林 こうじ 大島 ひろし 細見 明彦 大久保 善幸 野崎 保 竹井 和子</p>						
欠席委員	鈴木 一昭 高橋 健一					
説明のために出席した者の職氏名						
市 長	臼井 伸介	都市計画部長	後藤 真紀子			
都市計画課長	塚本 政					
職務のために出席した事務局職員の氏名						
都市計画係長	土屋 亜衣良	都市計画係	東野 恵			
傍 聴 者	1名					

次 第

1	開会
2	市長挨拶
3	議題 (1) 会長の選出について (2) 会長代理の選任について
4	報告 (1) 新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の策定について (2) 立川都市計画道路3・5・6号の変更について (3) 昭島市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部 改正について
5	閉会

配布資料

- ・報告1資料 東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ＜概要版＞
- ・報告2資料 立川都市計画道路3・5・6号の変更について
- ・報告3資料 昭島市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議 事

3 議題

（1）会長の選出について

会長：難波 悠

（2）会長代理の選任について

会長代理：美座 たかあき

4 報告

（1）新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の策定について

《都市計画課長より説明》

都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、おおむね10年間（次期計画は15年間（予定））で優先的に整備すべき路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針」を都区市町で協働して策定すべく検討を進めている。検討状況について報告する。

（以降、資料説明）

《質疑》

（佐藤委員） 第5次の事業化計画策定にあたり中間のまとめを行われたとのことだが、昭島市内の優先整備路線の指定状況は。中間のまとめを経て事業化計画に向けて昭島市としても意見を出すと思うが、市の考えを伺いたい。

（都市計画課長） 第4次の優先整備路線は、昭3・4・18号、拝島大師通りと、その整備に必要な昭3・4・1号の一部を選定しており、現在のところ未着手である。現在は昭3・4・1号の八高線アンダーパス部分を整備中であり、今後については改めて検討していく。検討に当たっては当然区市町もしっかりと意見し策定をしていきたい

（佐藤委員） 第5次の計画が今年度中に作られるとのことだが、市の意見表明はいつまでに出していくのか。先ほど都民に対して意見募集があったということだが、昭島市内に特化した交通量の状況であるとか、あるいは昭島市の交通量がどうなるかの懸念をふまえ、市民へのヒアリングは考えているのか。

(都市計画課長) 今後の路線の選定については、資料に「必要性の検証」という項目があるが、路線ごとに検証し選定をしていく流れになる。選定がある程度まで進んだ段階でまた都民の意見を聞き、最終的に決定する。

(佐藤委員) 昭島市の意見はもう出されたということか。

(都市計画部長) 東京都の案に対して市が意見を言う形ではなく、東京都、特別区、市町で一緒にになって検討をしている。これまで意見交換を重ね現在に至る。都度、段階に応じて、事務局である東京都が意見を取りまとめる中で各区市町等の意見を聞きながら進めている。また都民からの中間のまとめに対する意見についても、事務局である東京都が意見を整理している。今後、選定した路線については市民に意見を聞くが、検証項目自体について改めて市民の意見を聞く考えは無い。

(佐藤委員) 優先整備路線が未着手である理由は。また、新たな整備方針では計画が期間 15 年となっているが、従来は 10 年間であった。15 年となった理由は。

(都市計画課長) 未着手の理由は、昭 3・4・1 号線の事業が進行中であることから、人手の問題、財政面で同時並行に実施することが難しい状況であったためである。また計画期間が 10 年から 15 年に延びた理由は、対象地の宅地化が進み事業が長期化していること、また人材確保という面でも、一つの事業にかかる年数が延長しているとの状況があり、今回 15 年としている。

(佐藤委員) 優先整備路線の選定について市民の意見を聞く考えはないとのこと、これはこれとしての市の考え方を示すと思うが、昭島市内の今の目の前にある開発計画であるとか、市内の交通量が今後どうなるかという点は市民全体の大変な懸念だと思う。市民の状況、そして交通量等々の実態把握、調査研究というのは、市独自でぜひやっていただきたいと意見する。

(大島委員) 整備の基本理念および基本目標の中で、東京を取り巻く社会情勢の変化の中で「気候危機の深刻化」、道路を取り巻く課題として「脱炭素化への貢献」と書かれているが、地球温暖化と道路の整備に関して、新たな東京都の方針、施工方法等も含めて、具体的な新たな動きはあるのか。

(細見委員) 東京都建設局で道路整備に携わる立場から、知り得る範囲で回答する。一般的にガソリン車の排気ガスの中には CO₂ や NO_x といった成分が含まれる。これらは車の速度に応じて排出度合いが変わるが、渋滞が起きるとこれらの排出量が適正な速度で走る時よりも増えててしまうため、渋滞を解消してスムーズに走らせることが大事である。そのため、道路のネットワークをしっかりと形成する必要がある。また、すいすいプランという事業があるが、右折レーンの無い交差点について新たに用地を確保し、右折レーンを設置して信号待ちの渋滞を回避するようなスポット的な対策、あ

るいは鉄道との踏切渋滞を無くすための連続立体交差事業、道路事業の一環として鉄道高架化するような取り組みも行っている。気候危機対策で言うと、中温化アスファルトという、アスファルト生成の際にCO₂の発生を抑えられる素材を道路整備の際に使用するなどで配慮をしていきたい。都庁全体として脱炭素化に向けて取り組んでおり、これからも新しい技術があればアプローチしたい。既に行っている街路灯や道路照明のLED化もその一つである。

(大島委員) 道路空間のリメイクという考え方が出されているが、具体的に、昭島市として道路のリメイクの候補になっている路線や場所はあるか。

(都市計画課長) 現在、リメイク路線の検討は行っていない。まだ未整備の都市計画道路も多い中で、まずはネットワークをしっかりと確保した上でリメイクという考えが出てくると考える。

(野崎委員) 都の都市計画道路の現状で整備進捗率 65%のことだが、各区市町の中で主に区画整理事業などの面的整備事業で整備された路線が大半だと思う。整備実現にあたっては、施行者が都であるとか、予算の問題があると思う。青梅市と瑞穂町の境では、計画から 30 年ぐらい経って青梅市の都市計画道路が決定された。何かの事業で生み出していく方法も良いが、未整備路線で市が関わる部分には率先的に着手していただき、予算等について議員さんや市長さんが都に要請活動をしていると思うが、更なる進捗向上を図ってほしい。

(都市計画部長) 昭島では面的な都市計画道路整備は逆に少ないが、今現在、71% 進捗しており平均より少し高い状況にある。とはいえたままだ 39%が残っており、都施行路線では東京都に事業の進捗についてお願いしている。市施行路線についても、できる予算の範囲内で行っており、現在昭3・4・1号の八高線アンダーパスの事業中であるが、アンダーパス工事はかなり費用がかかるために他の路線に手を付けることが難しい状況である。計画的に予算を確保し、優先整備路線にあたる道路については、いち早く着手ができるようしたい。

(細見委員) 道路の整備率 65%とあるのは、東京都全体の都市計画道路で完成している状態のものを示しており、その他に事業中の路線が多くある。昭3・2・3号や昭3・4・1号は、まさに事業中の路線であり、そういうふた路線が完成すると、全体的な数字が上がるという形になる。これらを一度に事業化することは、正直な所、費用面やマンパワーの面で課題がある。事業者として、工夫をしながらなるべく早く整備を進めたい。

（2）立川都市計画道路3・5・6号の変更について

《都市計画課長より説明》

立川都市計画道路3・5・6号の位置は立川市域から本市域内の産業サポートスクエアの交差点までとなっている。現在、JR南武線の谷保駅から立川方向の約3.7kmの区間での鉄道を高架化する連続立体事業に伴い、立川都市計画において、鉄道と交差する複数の都市計画道路の変更が検討されており、本路線もそのうちの1つである。昭島市域に係る変更は、これまで定めのなかった車線数を2車線と定めることのみであり、現況は既に2車線で整備されているため実質的な影響はない。今後は都市計画変更案の縦覧等を経て、検討・手続きが進められること。

《質疑》

（細見委員） 立3・5・6号は、南武線と交差した踏切があり基本的に鉄道を高架化するという事業であるが、元々は道路を上げるか下げるという計画で都市計画として定められているところを見直しながら進めており、その関係で車線数を路線として決めるという形になっている。

（市長） 昭島市域の状況は変わらないとの理解で良いか。

（細見委員） そうである。

（佐藤委員） 変更概要に13.5mから22mとの記載があるが幅員が変わらぬのか。

（都市計画部長） 13.5から22mとの記載は都市計画道路の幅員を示しているが、変更する部分は、立川市内で南武線と立体交差する部分のみであるため、昭島市域の幅員は変わらない。

（佐藤委員） 立川市域から昭島市域に通行する上で、幅員等を含め影響はないとの理解で良いか。

（都市計画課長） 昭島市域の状況について変更は無い。

（3）昭島市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の変更について

《都市計画課長より説明》

玉川上水南側地区地区計画について令和7年4月22日に都市計画決定を行った。これを受け、より実効性を高めるために昭島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を改正し、6月30日に施行した。なお、罰則部分は8月1日に施行した。主な改正内容は、用途の制限等地区整備計画の内容を定めるとともに、樹林地・草地等の区域に指定する代官山の樹林地については、都市緑地法の規定に基づき行為の制限等を規定し、また、建築物に関する制限に係る罰金の上限額の引き上げを行った。また、その他に記載のとおり、条例の施行に合わせ、規則の改正を行った。

《質疑》

なし

署名委員氏名

署名委員氏名